

◎新潟県告示第838号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 乙鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市乙地内の市道大日門前通線と主要地方道新潟新発田村上線との交点を起点とし、ここから同主要地方道を南西に進み、大出・富岡の両集落を経て旧胎内橋に至る。ここから逆水川左岸を南西から北西に進み、林に至る。ここから林縁沿いに日本海に向かって進み、国道113号を横切り飛砂防備保安林に至る。ここから同保安林の南西端から北西に進み、海岸線に至る。ここから海岸線を北北東に荒井浜を経て約4,000メートル進み、株式会社ナカショクに通じる農道に至る。ここから同農道を東に進み、市道乙・桃崎浜・海老江線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道乙門前通・乙バイパス線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道大日門前通線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ハヤブサなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 二貫寺の森鳥獣保護区

(1) 区域

上越市大字上真砂地内の飯田川右岸と水道橋との交点を起点とし、同河川を右岸に沿って下流に約1,800メートル進み、下百々地内の耕作地と森林の境界を東に進み、県道上越頸城大潟線に至る。ここから同県道を越えて、道路と森林及び、家屋と森林並びに耕作地と森林の境界を東に約430メートル進み農道との交点に至る。ここから同農道に沿って南に約500メートル進み、同農道を駒林地区沿いに東に折れ約450メートル進み、水道橋に至る。ここから水道橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地周辺に残された樹林湿地帯であり、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察および保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。